

森林經營管理法第4条第1項の規定により經營管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年2月5日

京都市長 松井孝治

1 經營管理権集積計画の対象森林

No.	所在	面積	備考
1	北区小野岩戸111 地内	0.5434ha	京都集計 R7-31
	北区小野岩戸112 地内	3.6396ha	
	北区小野岩戸113 地内	0.4479ha	
	北区小野岩戸114 地内	3.5051ha	
2	北区大森大谷99-1 地内	0.4738ha	京都集計 R7-32
	北区大森大谷100-1 地内	0.1082ha	
	北区大森大谷101 地内	0.1157ha	
	北区大森大谷102 地内	0.2231ha	
3	北区大森大谷211 地内	0.2479ha	京都集計 R7-33
4	北区大森中山88 地内	2.0862ha	京都集計 R7-34

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内（本庁舎B1階）

産業観光局農林振興室

3 縦覧期間

令和8年2月5日から令和13年3月31日まで

4 権利の設定

本公告により、京都市に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定されます。

(産業観光局農林振興室)